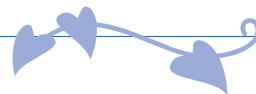


第3章 計画の背景



現代の地方自治を取り巻く状況は、刻々と変化しています。今後新たなまちづくりを進めていくためには、社会の変化や様々な課題を適切に把握し、時代の要請にこたえていくことが求められています。

そこで、本市では次に示す事項を、計画を策定する上での注目すべき背景（時代の流れ）として捉えています。

1 人口減少社会の到来

少子高齢社会の進展に伴い、日本の人口は減少しています。我が国の総人口は平成16年（2004年）をピークに減少に転じ、平成17年の国勢調査では1億2,777万人となっています。平成37年（2025年）には1億1,927万人、平成62年（2050年）には9,512万人になると予測（「日本の将来推計人口」平成18年12月、中位推計）されています。人口減少は、環境負荷の軽減や過密化の解消、社会資本の1人当たりの増加、教育の質的充実など、安定した成熟社会が形成されるうえでの利点として考えられている一方、労働力人口の減少による経済の縮小、税負担や社会保障費用の増大などが懸念され、経済社会に様々な影響や問題を及ぼすとされています。

こうした状況の中では、急激な人口減少を抑制するとともに、人口減少がもたらす環境変化に対応した社会の構築が必要です。

このため、労働力人口の減少に対応し、外国人を含む一人ひとりが社会を支える財産として認識され、社会変化に対応できる能力の向上（生涯を通じたキャリアアップ）を図るとともに、子どもを生き育てやすい環境づくりの一層の推進と高齢者や障害者が働きやすい就労環境整備が必要です。また、人口減少がもたらす環境負荷の低減や住宅・土地問題の改善等の将来における利点を生かしたまちづくりの推進が必要です。

2 グローバル化の進展

世界各国の経済は、相互に影響を受け、ひとつの国あるいはひとつの企業の問題が全世界に波及する時代になっています。平成20年のアメリカの金融危機により、日本経済は大きな痛手を受けました。現代では、人・モノ・資本・情報の動きが世界規模で活発化し、グローバルな地域間競争を生んでいます。

また、世界の各国に拠点を置くグローバル企業^{※1}が増加するとともに、我が国では、労働力としての外国人雇用が拡大し、人口減少社会を見据えた受け入れ促進が今後も増加すると予測されています。こうした中では、外国人居住者の労働環境や教育、医療等の問題など、様々な課題が生じてくることが想定されます。

このため、地域資源を生かした固有の地域文化の創出、日常生活に必要な情報発信や国際交流の充実に努めていくことが必要です。

※1 グローバル企業：“世界企業”、“多国籍企業”、“国際企業”とほぼ同意義であるが、単なる輸出企業ではなく、国境を越えた複数の国でビジネスを展開する企業のこと。

3 環境問題の深刻化

地球温暖化などによる環境危機が世界規模で深刻化している中、京都議定書発効を契機に環境負荷低減への意識が高まり、その実践活動に対する国際的監視の眼が厳しくなっています。

また、各種リサイクル法の整備など資源循環型社会への移行とともに、水循環機能、生物多様性^{※2}など生態系の保全と回復に対する意識が高まっています。

このため、地域における環境負荷低減への具体的な取組とその拡充を行ない、環境問題への市民意識を高め、環境学習や実践活動への参画の拡大を図るとともに、自然の保全、緑の空間の創出、景観の形成など、生活に憩いと潤いをもたらす環境の整備が必要です。

4 産業経済環境の変化

世界経済の減速に伴い、日本経済は外需面に加えて国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化・深刻化するおそれが強まり、景気の先行きは極めて厳しい状況にあります。

我が国のGDP^{※3}成長率は低水準で推移し、回復が足踏み状態にある中、イノベーション^{※4}の推進や生産性の向上、国際競争力のある産業の育成、高齢者等の労働人口を増やすことなどが喫緊の課題となっています。

また、産業構造は、今後も非製造業の割合が増加すると予測されており、製造業では科学技術イノベーションによる新たな産業群（燃料電池、ロボット、先端医療機器等）が成長を主導すると見られている一方、非製造業ではメディアソフト（メディアを通じて広く人々に利用されることを目的として流通する情報ソフト）、ファッション、食、観光、教育等に加え、医療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つとされています。

このため、地域の活性化には、地域産業の構造変化・イノベーションの促進や知的価値を生み出す人材育成、研究開発や事業おこしを支える多様な連携（コンソーシアム^{※5}等）の環境整備、そして、人材と事業おこし活動の誘致やオフィスや工房等の場も含めた起業等に対する支援の強化など様々な方策が必要とされています。

※2 **生物多様性**：地球上に生息する様々な生物が持つそれぞれの特徴を認め、「生態系」「種」「遺伝子」等を包括的に保全することを目指す考え。

※3 **GDP**：Gross Domestic Productの略。一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額のことで、GDPの伸び率が経済成長率に値する。

※4 **イノベーション**：全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

※5 **コンソーシアム**：産学官の共同研究体制など、2つ以上の個人、企業、団体、政府等から成る団体であり、共同で何らかの目的に沿った活動を行う任意で設立された組織のこと。



5 高度情報化社会の進展

情報通信ネットワークの構築は、国民生活の向上や国際競争力の強化に不可欠となっています。現在、国を挙げての戦略が進められ、ブロードバンド^{※6}の急速な普及とともに世界最先端レベルのIT環境^{※7}が実現したことにより、インターネットの利用人口が著しく増加を見せています。

国の「IT新改革戦略」などにより、「ユビキタスネット（いつでも、どこでも、何でも、誰でも使える）社会」を目指し、ICT^{※8}の利活用の高度化、情報活用格差の是正、セキュリティ対策の促進、IT産業の国際競争力の強化などが進められている中、ICTの活用による生活様式や企業等の活動の変化に対応した行政サービスの見直しが求められています。また、市民生活の利便性の向上、地域産業の成長力強化、安全・安心な社会の実現など、ICTの高度利用の促進とともに、情報セキュリティ対策の強化や情報弱者への対応、電子自治体の推進などが必要です。

6 安全・安心社会への要請

社会的な安全・安心を脅かす災害や犯罪、大事故などが増加し、国民の多くが我が国の安全・安心に不安を感じています。

これに対応し、災害被害を抑制する取組の強化やバリアフリー環境の形成が求められているほか、ハード・ソフト両面における地域防災力や非常時対応力の向上への取組が進められています。

このため、地域特性に応じた役割分担と協働による実効的な防災対策の推進や防犯対策、安全対策など安全・安心を脅かす各種要因の低減と解消への取組が必要です。

7 分権型社会の進展、行財政改革の推進

「地方分権推進法」（平成7年）以降の「地方分権改革推進法」や地方分権改革推進委員会勧告、今後予定される「新地方分権一括法」をはじめとした地方分権改革の取組が進んでいる一方で、平成の大合併をはじめ、地方自治の枠組の再編が進むとともに、広域連合など自治体枠を越えた広域連携が強まっています。現在、道州制など都道府県の再編、都区制度の見直しなどの検討がなされています。

このため、地方分権の流れに対応した基礎自治体の役割と責任に耐えうる強固な行財政基盤と権限移譲に対応する組織機構の構築、行財政改革の更なる推進に努めるとともに、市民生活や価値観（ライフスタイル）の多様化に伴う行政需要への的確な対応が求められています。

※6 ブロードバンド：高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークのこと。

※7 IT環境：Information Technology（情報技術）の略。ITを中心に情報化がどの程度行われるかを示す社会的状況をいう。

※8 ICT：Information and Communication Technologyの略。情報通信技術の総称。

8 新しい公共空間の形成

厳しい財政状況や市民活動の活発化などを背景に、私的領域と行政との中間的な領域における「公共的サービス」を多様な主体が担うという考え方（「新しい公共」）が浸透してきています。NPM^{※9}（ニュー・パブリック・マネジメント）の流れとともに、公共サービスの民間開放・官民パートナーシップの動き（PFI^{※10}、指定管理者制度^{※11}、市場化テスト^{※12}など）が進んできています。

これに併せ、「新しい公共」をNPO^{※13}、地域コミュニティ、ボランティア団体や企業（社会的貢献・CSR^{※14}）が担う認識が高まり、社会的企業^{※15}（ソーシャル・エンタープライズ）、コミュニティビジネス^{※16}の取組が浸透してきています。

こうした取組を進めていくためには、「新たな公共」による地域づくりの実現が必要であり、これまでの市民と行政との役割分担と連携や協働のかたちの課題整理とその質的なステップアップが必要です。

このため、市民の地方自治や行政への効果的な参画、協働を促進する情報公開の拡充、事業実施にいたる過程や適所への市民参画、市民・民間発意による協働事業の実践等により、地域を元気にする活動や地域課題を解決する新たな仕組みづくりが必要です。

- ※9 **NPM**: New Public Managementの略。民間企業における経営理念や手法を公共部門に適用し、効率的で質の高い行政サービスの提供を行うという考え方。
- ※10 **PFI**: Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- ※11 **指定管理者制度**: 地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に包括的に代行させることができる制度。
- ※12 **市場化テスト**: 国民に公共サービスを提供する主体として、官と民のどちらがより国民の期待に応えられるのかを判断するために行われる、官民競争入札制度。
- ※13 **NPO**: Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人。特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを目的として設立された法人のこと。
- ※14 **CSR**: Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任のこと。企業は社会的存在のこと。
- ※15 **社会的企業**: 社会的課題に多様な形態で取り組む様々な主体（事業体）のこと。
- ※16 **コミュニティビジネス**: 地域が抱える課題を市民が主体となり、ビジネスの手法によって解決し、コミュニティの再生によって生まれた利益を地域に還元する事業。